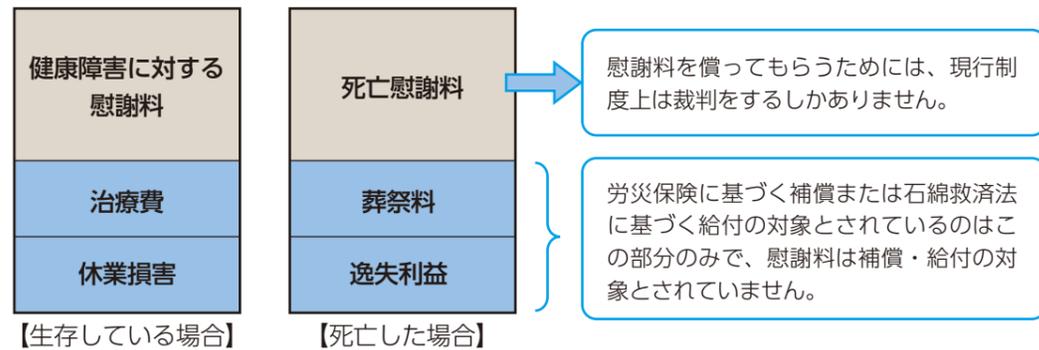


労災補償・石綿救済法による給付と損害賠償は異なります

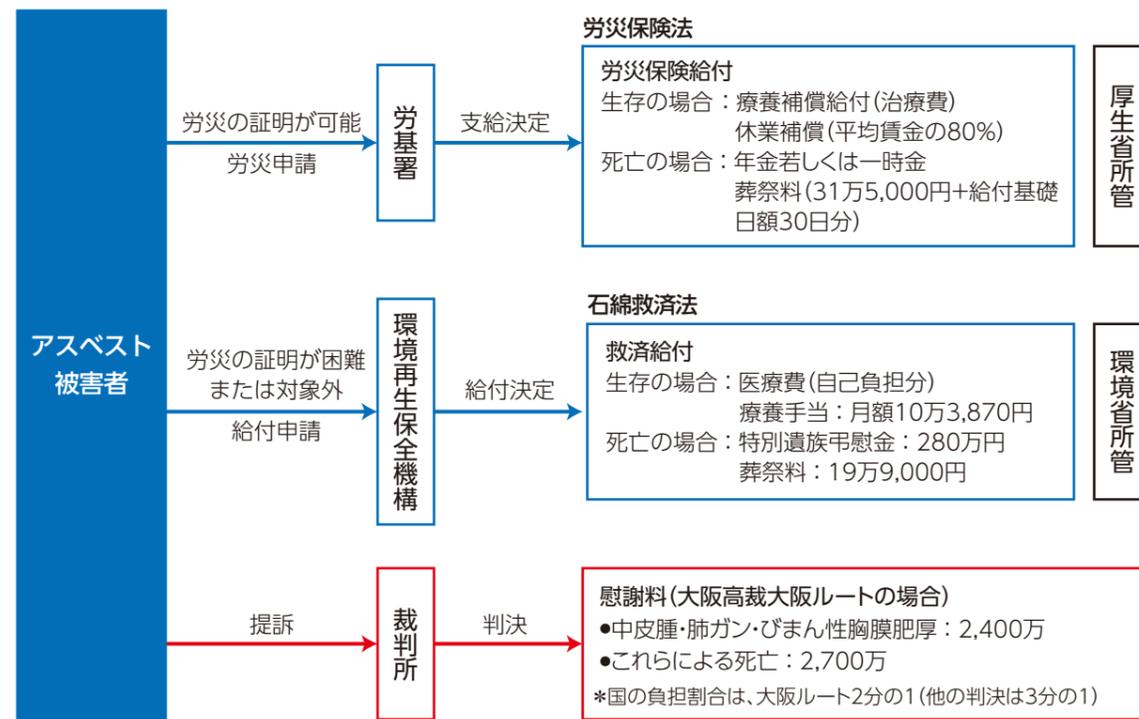
生命・身体が傷つけられたとき、主なものとして、生存の場合には、①治療費、②休業損害、死亡の場合は、③逸失利益、④葬祭料などの損害が発生します。さらに、健康を害されたことまたは生命を奪われたことに対する慰謝料も発生します。この慰謝料額は、様々な事情を総合考慮して決定されることとなりますが、交通事故の場合、一家の支柱が死亡した場合の基準は2,800万円とされています。

ところが、アスベスト被害者が労災保険法または石綿救済法によって補償（給付）されるのは、上記①～④の損害であり、慰謝料はその対象とされていません。

そのため、アスベスト被害者が慰謝料を償ってもらうためには、加害者を相手に裁判を提起しなければなりません。



労災補償・石綿救済法による給付制度と損害賠償との違い



このリーフレットについてのお問い合わせ先

建設アスベスト訴訟全国連絡会 〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16 東京土建内
TEL 03-5332-3971

私たちは、

「建設石綿被害者補償基金制度」

の創設を求めます

全国の建設アスベスト訴訟の状況

2008年に東京1陣訴訟が提訴されて以来、この10年間で、北海道・東京・神奈川・京都・大阪・九州の6か所にそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が提訴されました。

全国で計12件の訴訟が進行しており、原告数は約800名、被害者数は約700名となりました。

これまでに、7つの地裁判決、4つの高裁判決が出され、このたびの大阪高裁第3民事部判決をもって、対国は10連勝となりました。さらに、本年3月の東京高裁第10民事部判決、8月31日の大阪高裁第4民事部判決に引き続き、大阪高裁第3民事部判決も、一人親方に対する国の責任を認めました。

建材製造企業の責任を認める判決も、5つとなり、これまでに13社の責任が認められています。



判決	国の責任	企業の責任
神奈川1陣横浜地裁 2012/5/25	×	×
東京1陣東京地裁 2012/12/5	○	×
九州1陣福岡地裁 2014/11/7	○	×
大阪1陣大阪地裁 2016/1/22	○	×
京都1陣京都地裁 2016/1/29	○	○
北海道1陣札幌地裁 2017/2/14	○	×
神奈川2陣横浜地裁 2017/10/24	○	○
神奈川1陣東京高裁 2017/10/27	○	○
東京1陣東京高裁 2018/3/14	○	×
京都1陣大阪高裁 2018/8/31	○	○
大阪1陣大阪高裁 2018/9/20	○	○

一刻も早い解決を

これだけの判決が積み重ねられ、さらに、大阪高裁第3民事部、第4民事部では、裁判所から和解勧告・打診があったにもかかわらず、国と企業はこれを拒否しました。提訴から10年が経ち、多くの被害者が命を落とし、病も進行しています。一刻も早い解決が必要です。



大阪訴訟1陣原告・大工
肺がん再発を繰り返しながら
裁判を闘っている



大阪訴訟2陣原告・電工
H29年中皮腫により死亡(享年66才)

最高裁判決を待たずに解決は可能です

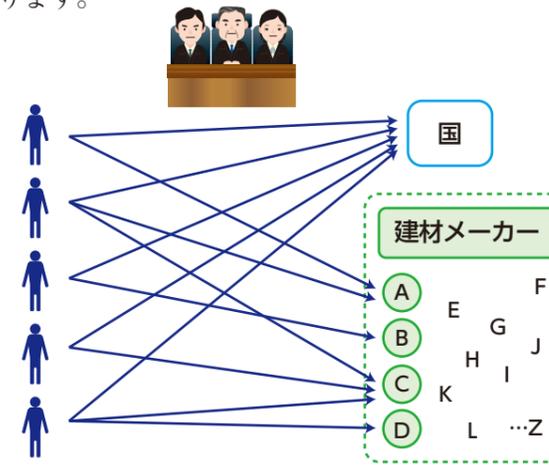
国は、原告らが解決を要請しても「裁判で係争中だから」の一点張りです。しかし、過去の公害や薬害の裁判では、地裁で国の責任が認められた後に、高裁判決を待たずに和解によって解決が図られたケースはたくさんあります。



建設アスベストのように国が10連敗していながら、しかも高裁判決で4回断罪されているながら、話し合いのテーブルにつかないということは極めて異常な事態です。
国は、最高裁の判断を待つまでもなく、今こそ解決に向けて動くべきです。

裁判だけではすべての建設アスベスト被害の救済ははかれません

全国で裁判闘争が続けていますが、裁判によって建設アスベスト被害を救済するには大きな限界があります。



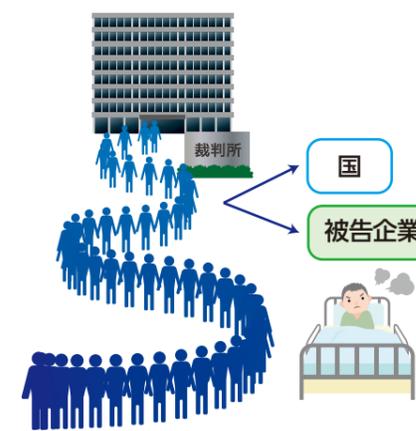
現在の訴訟の枠組み

被害者ごとに国と被告企業を選定して責任を追及
↓
国の責任は基本的に認められたが、石綿建材製造企業の責任は、被害者の病気発症との間の因果関係の立証が成功した企業のみが賠償責任を負う
↓
因果関係の立証の難易度が、被害者によっても企業によっても異なるため、判決では一部の石綿建材製造企業の責任しか認められていません
しかも、裁判による解決には長い期間がかかります

- ✓ 判決で認められた以外にも多数の石綿建材製造企業が存在します。
- ✓ 全ての石綿建材製造企業は、警告義務違反の違法行為をしており、因果関係が訴訟で認められなくても責任を負うべきです。
- ✓ また、裁判の被告にはなっていませんが、ゼネコン等の事業主も、安全配慮義務違反があるので責任を負うべきです



国は、泉南アスベスト国賠訴訟と同様に、最高裁判決で負けた後に、「提訴したら和解に応じる」という司法解決方式をとればよいと考えているのかもしれませんが。
しかし、建設アスベストは、司法解決方式では適切な解決をはかることができません。
責任を負うべき国と石綿建材製造企業、ゼネコン等が応分の負担をして基金を創設し、速やかに建設アスベスト被害者を救済することが求められています。



	泉南アスベスト	建設アスベスト
被害者	・S33~S46に就労した被害者 →今後収束していく見込み ・石綿製品等製造業の従事者 →2,000人程度(*)	・遅くともS40年代半ば以降に就労した被害者 →今後も拡大 ・建築作業従事者 →2万人規模(**)
賠償主体	国のみ	・国 ・石綿建材製造企業 ・ゼネコン等事業主
立証対象	就労期間・作業内容の立証 →比較的単純	就労期間・作業内容に加えて病気の原因となった建材・企業の特定期間・立証が必要

*厚労省がこれまでに賠償対象になりうるとして通知を出した被害者数は2,244人
**労災認定だけでも毎年約500人の被害者が発生

【NHK時論公論 2018年3月15放送】より

…司法は本来、双方に争いがあるときに、紛争の解決を目指すものです。ケースによっては、司法が個別に厳格な判断を行う方が望ましい場合もあるでしょう。しかしアスベストの健康被害の場合は、急速に症状が悪化して亡くなる人もいます。行政がより迅速に救済を行う方が望ましいのではないのでしょうか。司法は、行政の補助機関ではありません。